

西村あさひ法律事務所

安全保障投資審査アップデート

外為法/サプライチェーンの保全等を目的とした対日投資審査対象業種の拡大

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター

2023 年 3 月 16 日号

執筆者:

E-mail✉ 桜田 雄紀

E-mail✉ 大和田 華子

E-mail✉ 吉井 一希

外国投資家による一定の投資等に対する、安全保障等の観点から政府により行われる審査について、審査対象となる業種を追加する告示の改正案等(以下「本告示案」という。)が、3月9日付で財務省及び関係する事業所管省庁により公表され、パブリックコメント(意見募集期間:4月7日まで)が開始された¹。本稿では、本告示案の概要を速報する。

1. 対内直接投資審査制度と審査対象業種の見直し

外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)は投資自由を原則としつつ、国の安全等に基づく最小限の管理調整を行う観点から、外国投資家(非居住者、外国会社、50%以上外資に議決権を保有される会社等)が、一定の業種(以下「指定業種」という。)を営む企業に対する投資等(上場会社の1%以上の議決権の取得や非上場会社の株式取得など)を行う場合には、財務省及び事業所管省庁に対する事前届出を求めている²。財務省及び事業所管省庁は、外国投資家による事前届出に係る投資等について、審査を行い、国の安全等に影響を及ぼすおそれがあると判断する場合は、当該外国投資家に対し、変更・中止の勧告及び命令といった是正措置を講ずることができる。上記事前届出は、外国投資家が、自ら又はその関係者が役員に就任しない、非公開の技術情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守する株式取得を通じた投資のケースにおいては免除される場合がある(事前届出免除³)。もっとも、指定業種のうち、国の安全等を損なうおそれ等が大きいものとして指定される一定の業種(以下「コア業種」という。)に対する投資については、原則として事前届出免除を利用することができないこととされている⁴。

外為法に基づく投資審査の対象となる指定業種及びコア業種については、2019年から2020年にかけて行われた外為法改正(外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律(令和元年11月29日法律第60号)2019年11月29日公布、翌年5月8日施行)⁵の前後から、告示の改正を通じて、下表のとおり累次の見直しが行われているところである。

告示改正	見直し内容
2019年8月	サイバーセキュリティ関連業種(ソフトウェアIT、集積回路等)の指定業種への追加
2020年6月	感染症に対する医薬品に係る製造業及び高度管理医療機器に係る製造業の指定業種・コア業種への追加

¹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=395122313&Mode=0>

² 外為法26条2項、同27条1項、同26条3項、同28条1項。

³ 外為法27条の2第1項、同28条の2第1項。

⁴ 外為法27条の2第1項、同28条の2第1項、対内直接投資等に関する政令3条の2第2項3号、同4条の3第2項1号。

⁵ 改正の詳細については、財務省の令和2年4月24日付「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示改正について」(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/kanrenshiryou01_20200424.pdf)及び、桜田雄紀「外国為替及び外国貿易法の一部改正並びに関係政省令等の改正の概要」(NBL No.1171(2020年6月1日号))などを参照されたい。

2021 年 10 月

レアアース等の重要鉱物資源に係る金属鉱業及び特定離島⁶港湾施設等の整備等を行う建設業等の指定業種・コア業種への追加

本告示案による審査対象業種の追加については、本告示案の概要説明資料⁷によれば、「経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受けて、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、あらためて外為法上の検討を行った結果」としている。また、本告示案を通じたコア業種の追加により、「経済安全保障推進法⁸の「特定重要物資」はすべてコア業種としてカバー」されたとしている。したがって、本告示案による審査対象業種(指定業種及びコア業種)の追加は、基本的には経済安全保障推進法上のサプライチェーンの強靱化(特定重要物資の安定的供給確保制度(経済安全保障推進法第 2 章))に関する施策との整合性をとることを目的として行われたものといえる。

経済安全保障推進法は、昨年 5 月に成立・公布された後、サプライチェーンの強靱化制度に係る部分は、昨年 8 月より施行されている。その後、昨年 12 月に、経済安全保障推進法の所定の要件⁹を満たす、政府による支援措置の対象となる物資(以下「特定重要物資」という。)として、以下の 11 種が政令により指定されている(経済安全保障推進法 7 条、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令 1 条、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針第 3 章参照)¹⁰。

特定重要物資の指定に先立ち、政府によるサプライチェーン分析・調査や、法定の要件該当性の精査等が行われた結果をふまえて¹¹、特定重要物資が指定され、現在各物資を所管する省庁により定められた物資ごとの取組方針¹²に従って供給確保計画の申請の受け付けが行われているところである。

- ①抗菌性物質製剤、②肥料、
③永久磁石、④工作機械・産業用ロボット、⑤航空機の部品(航空機用エンジン及び機体を構成するもの)
⑥半導体(半導体素子及び集積回路)、⑦蓄電池、⑧クラウドプログラム、
⑨可燃性天然ガス(LNG)、⑩金属鉱産物¹³、⑪船舶の部品(船舶用機関、航海用具、推進器)

2. 本告示案により追加された業種

本告示案において、指定業種及びコア業種に追加等された業種は以下の 12 の業種である。前記のとおり、基本的には、特定重要物資として指定された物資に関連する業種が追加されている。そして、追加にあたっては、基本的に、対内直接投資等と特定取得(外国投資家からの非上場株式の譲受け)を区別せずに、指定業種及びコア業種の双方について追加が行われている。また、特定重要物資には指定されていないものの、あわせて、金属 3D プリンター関連の業種が追加されている。さらには、これ

⁶ 本土から遠隔の地にある離島であって、天然資源の存在状況等に照らして活動拠点として重要であり、かつ、活動拠点となる施設の整備を図ることが特に必要なものとして低潮線保全法に基づき政令で定める離島(沖ノ鳥島、南鳥島)。

⁷ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20230309.pdf

⁸ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

⁹ ①国民の生存に必要不可欠又は広く国民の生活若しくは経済活動が依拠、②外部に過度に依存又は外部に過度に依存するおそれ、③外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性、④本制度による措置の必要性の 4 つの要件を満たす必要がある(経済安全保障推進法 7 条)。

¹⁰ なお、経済安保推進法については、弊事務所ニューズレター([経済安全保障推進法の内容と外国企業への影響、サプライチェーンの強靱化に係る支援対象物資\(特定重要物資\)の指定](#))や、雑誌 NBL 掲載の桜田雄紀「経済安全保障推進法 Q&A50 問」(NBL、1226(2022.09.15)号、1227(2022.10.01)号)等も参照されたい。

¹¹ [経済安全保障法制に関する有識者会議\(令和 4 年度～\)第 3 回資料](#)参照。

¹² 内閣府「[安定供給確保を図るための取組方針](#)」の一覧参照。

¹³ マンガン、ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト、ニオブ、タンタル、アンチモン、リチウム、ボロン、チタン、バナジウム、ストロンチウム、希土類金属、白金族、ベリリウム、ガリウム、ゲルマニウム、セレン、ルビジウム、ジルコニウム、インジウム、テルル、セシウム、バリウム、ハフニウム、レニウム、タリウム、ビスマス、グラファイト、フッ素、マグネシウム、シリコン及びリンに限られる。

まで必ずしも明確ではなかったドローン(無人航空機)の製造業が、コア業種である航空機製造業に含まれることも明確化されるとともに、従来特定取得の指定業種・コア業種に含まれていなかった、石油関連業種(原油・天然ガス鉱業・石油精製業・石油備蓄)や、抗菌性物資製剤製造業も特定取得の指定業種・コア業種に追加されている。

No.	業種	指定業種 (対内直接 投資等)	コア業種 (対内直接 投資等)	指定業種 (特定取得)	コア業種 (特定取得)	特定重要 物資の規 定
1.	金属鉱産物の製錬・精製業	✓	✓	✓	✓	✓
2.	半導体関連製造業 ● 半導体製造装置製造業 ● 半導体素子製造業(光電変換素子を除く。) ● 電気回路基板製造業 ● 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半導体部素材の製造業 ● 製造用ヘリウム・希ガスの製造業 ● 製造用りん化合物・ふっ化水素酸の製造業	✓	✓	✓	✓	✓
3.	金属 3D プリンター関連 ● 金属 3D プリンター装置の製造業 ● 金属 3D プリンター装置の材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金の製造業	✓	✓	✓	✓	—
4.	NC 金属工作機械¹⁴・産業用ロボット¹⁵関連 ● NC 金属工作機械・産業用ロボットの製造業 ● 製造・補修の用に供される減速機、サーボ機構、数値制御装置、プログラマブルロジックコントローラの製造業 ● 使用するために特に設計したプログラムに係るソフトウェア業¹⁶	✓	✓	✓	✓	✓
5.	蓄電池(車載用¹⁷・定置用リチウムイオン蓄電池)関連 ● 蓄電池製造業 ● 製造に使用するために特に設計した部品、素材又は装置の製造業	✓	✓	✓	✓	✓

¹⁴ 数値制御できる金属工作機械。

¹⁵ 主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット。

¹⁶ 指定業種(対内直接投資等)については、本業種についての新たな指定は行っていないように見受けられるが、既存のソフトウェア業によりカバーされていると思われる。

¹⁷ 駆動用動力源としての用途に限られる。

No.	業種	指定業種 (対内直接 投資等)	コア業種 (対内直接 投資等)	指定業種 (特定取得)	コア業種 (特定取得)	特定重要 物資の規 定
6.	永久磁石(武器、電動機、発電機、医療用機械器具用)関連 ● 永久磁石製造業 ● 製造に使用するために特に設計した素材の製造業	✓	✓	✓	✓	✓
7.	船舶部品製造業(以下の物) ● ディーゼルエンジン(2 サイクルかつ連続最大出力 735 キロワット以上)及びクラクシャフト ● ソナー ● プロペラ(直径 1,600 mm超)	✓	✓	✓	✓	✓
8.	肥料の輸入業(以下の物の年間輸入量が 1,000 トン以上) ● 塩化カリウム(肥料用途) ● オルトリン酸水素ニアンモニウム、オルトリン酸ニ水素アンモニウム等(肥料用途)	✓	✓	✓	✓	✓
9.	抗菌性物質製剤製造業 ● 病原生物に対する医薬品のうち一定の ¹⁸ 有効成分のものの製造業 ● 上記医薬品の中間物	— *「病原生物に対する 医薬品の 製造業」と して指定済	— *「病原生物に対する 医薬品の 製造業」と して指定済	✓	✓	✓
10.	天然ガス卸売業	— *「石油卸売業」として指定済	✓	✓	✓	✓ *可燃性 天然ガス につき
11.	原油鉱業・天然ガス鉱業・石油精製業・石油備蓄業	— *指定済	— *指定済	✓	✓	✓ *可燃性 天然ガス につき
12.	無人航空機(ドローン)の製造業等	✓ *明確化	✓ *明確化	✓ *明確化	✓ *明確化	—

3. 今後のスケジュール・展望

2022 年度の骨太方針(経済財政運営と改革の基本方針 2022(6 月 7 日閣議決定)¹⁹)において、政府方針として、指定業種の在り方について検討を行うとされていたことや、経済安全保障推進法の基本方針²⁰においても、安全保障の確保に関する経済施策間の施策間の一体性・整合性を確保することが謳われていることから(基本方針第 4 章(2)(4)等)、経済安全保障推進法に基づく

¹⁸ アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウム。

¹⁹ https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf

²⁰ https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/doc/kihonhoushin.pdf

支援措置対象となる特定重要物資に関し、別の制度である外為法上の審査対象の追加という形で見直しが行われることは驚くべきことではない。注目すべきことは、政府間の経済安全保障に関する施策相互の一体性・整合性がより重要となってきたとみられることである。従来から外為法の枠組みの中では、安全保障貿易管理の対象となるリスト規制貨物や技術については、投資審査においてもこれらに関する事業については、審査の対象とされる等、輸出管理と投資審査の文脈では施策相互での整合性が図られてきたと思われるが、今後も、経済安全保障推進法を含む安全保障の確保のための経済施策と、投資審査の施策間の整合性をはかる必要がある場合には、指定業種の見直しが行われる可能性もあるといえよう^{21・22}。

本告示案による業種の追加は、広範に渡るものといえるが、経済安全保障推進法に基づき各物資を所管する省庁により定められた特定重要物資ごとの取組方針と整合的な形で、指定業種も指定されているようであり、無限定なものではない。例えば、肥料についての取組方針²³においては、「原料需給のひっ迫時に肥料生産の継続が困難となるリスクが高いりん酸アンモニウム及び塩化カリウムについて備蓄体制を新たに構築し、肥料の安定供給を確保する」ことを目的として、政府が支援を行う取組も、りん酸アンモニウム及び塩化カリウムに関するものに限定されており、本告示案による追加の範囲も、これをふまえたものとなっている。また、これらの肥料原料が、輸入に依存していることに加えて、「肥料原料の調達に当たり、肥料製造事業者が自らの製造計画に基づいて輸入事業者に対して当面の肥料の製造に必要な量の調達を依頼(発注)する形態が主であるため、輸入事業者において原料在庫について一定のストック機能を有している場合がある」(取組方針第1章第1節(6))という肥料のサプライチェーンの構造をふまえて、肥料製造事業者というよりは、ストック機能を有している輸入事業者を、指定業種・コア業種の対象としているようである。

本告示案による業種の追加のうち、興味深いのは、半導体のサプライチェーンの保護のための指定業種・コア業種の追加である。すなわち、2019年8月のサイバーセキュリティ関連業種の指定業種への追加により、集積回路製造業、半導体メモリメディア製造業、電子回路実装基盤製造業といった半導体関連事業が追加されたことにとどまらず、従来から安全保障貿易管理の対象であることにより指定業種に含まれていた、一定のスペックを満たす半導体製造装置、レジスト、シリコンウエハー等の製造業等に加えて²⁴、本告示案を通じて、半導体の素材や製造装置といった日本が競争力を有する分野の製造業がスペックを問わない形で追加され、また、半導体素子、電子回路基盤製造業といった半導体関連の幅広い業種が追加されることになる。そのため、本告示案を通じて、半導体関連のサプライチェーンを構成する事業の大部分が投資審査対象としてカバーされたことになるように思われる²⁵。外国投資家による半導体関連事業の戦略的な買収については、概ねどの業態に対するものであっても、慎重な審査が行われることが想定される。

本告示案のパブリックコメントの意見募集期間は、4月7日までであり、その後の具体的な告示の適用開始時期は現時点では未定である。今後、新規に追加されることになる指定業種・コア業種を営む会社に対する投資を検討している外国投資家は、取引の実行時期によっては、外為法の届出審査等によりクローリングの時期等に影響を及ぼす可能性がある。また、外国投資家が自

²¹ 米国の、2022年9月15日にバイデン大統領が署名した大統領令(EO14083)により、CFIUS(対米外国投資委員会)による対米投資審査においても、サプライチェーンの強靱化の維持の観点を審査上考慮することを明確にしており、経済安全保障施策間の整合性がはかられている(弊事務所ニューズレター「[米国 CFIUS 投資審査に関する大統領令\(EO14083\)](#)」)。

²² 外為法の指定業種は、国の安全、公の秩序の維持、公衆の安全の保護、又は我が国経済の円滑な運営の観点から指定し、コア業種については、国の安全等を損なうおそれ等が大きいものとして指定されてきた。他方、特定重要物資については、①国民の生存に必要不可欠又は広く国民の生活若しくは経済活動が依拠、②外部に過度に依存又は外部に過度に依存するおそれ、③外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性、④本制度による措置の必要性の4つの要件をすべて満たす場合に指定が行われる。そのため、相互の施策において指定の要件が一致するわけではなく、特定重要物資としての指定が、直ちに指定業種・コア業種の指定に結びつくものではないともいえる。もっとも、このような要件の違いをふまえても、特定重要物資のサプライチェーンの強靱化は、日本の自律性を確保するために不可欠なものであり、これらの自律性が損なわれる場合には、国の安全、公の秩序の維持が損なわれるおそれがあるものであるから、特定重要物資と指定業種の整合性を図ることについては一定の合理性はあるであろう。

²³ [肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針](#)

²⁴ 対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第1の5号、輸出貿易管理令別表第1の7の項参照。

²⁵ [経済安全保障法制に関する有識者会議\(令和4年度～\)第3回資料](#)参照。

己又はその関係者を役員に選任する場合についても、本告示案の適用の日から30日間の経過期間が経過した日以後に賛成の議決権行使を行う可能性がある場合には、外為法の届出審査をスケジュール等に織り込み対応する必要があるといえる。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 